

# 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、スポーツを振興し、県民の体力の向上及び健康の増進を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民スポーツ大会・九州ブロック大会等の各種大会及びスポーツに関する技能・体力・競技力の向上に対する助成並びに指導者の資質向上等を図る事業
- (2) 生涯スポーツの振興のための地域のスポーツ活動及び地域のスポーツ組織の発展を支援する事業
- (3) スポーツ指導者の育成に関する事業
- (4) 青少年の健全育成及び体力向上のためのスポーツ少年団など青少年スポーツを育成、支援する事業
- (5) この法人が実施する各種事業をはじめ、スポーツに関する普及啓発を図るための広報を実施する事業
- (6) 本県スポーツの振興のため各種表彰・顕彰事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は鹿児島県において行うものとする。

## 第3章 加盟団体

### (加盟団体)

第5条 この法人は、次のいずれかに該当するものを加盟団体とする。

- (1) 鹿児島県内を統括する競技別スポーツ団体であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟競技団体」という。）
- (2) 鹿児島県内を統括する学校体育団体であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟学校体育団体」という。）
- (3) 鹿児島県内の各市町村におけるスポーツを統括する市町村関係団体であって、この法人に加盟したもの（以下「加盟市町村団体」という。）
- (4) 前3号に定めるもののほか、スポーツに関する事業を行う団体であって、この法人に加盟したもの（加盟）

第6条 前条の加盟団体になろうとする団体は、理事会が別に定める加盟申請書を提出し、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

### (加盟団体負担金)

第7条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

### (脱退)

第8条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退願を提出し、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の過半数の同意を得なければならない。

2 この法人は、加盟団体が第5条各号の規定に該当しなくなったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

(加盟及び脱退必要事項)

第9条 第5条から前条までに規定するもののほか、加盟団体並びに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

2 加盟団体は、前項により定められた規則等を遵守しなければならない。

第4章 財産及び会計

(財産の種類)

第10条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項の書類及び前項の書類については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第5章 評議員

### (評議員の定数等)

第15条 この法人に評議員60人以上85人以内を置く。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

### (評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人、次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条第1項で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれることにならぬ。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

### (評議員の欠格事由)

第17条 次に掲げる者は、この法人の評議員になることができない。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第173条第1項において準用する法人法第65条第1項各号に掲げる者

(2) 法人法第173条第1項において準用する法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は同項第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第6条第1号に該当する者

(4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処される可能性のある罪で起訴されるい  
る者

(評議員の地位の喪失)

第18条 この法人の評議員は、前条各号に該当するに至ったときは、自動的にこの法人の評議員としての地位を喪失するものとする。この場合において、当該評議員としての地位を喪失した者については、次条第4項の規定は適用しない。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 評議員は、第15条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第20条 評議員に対しては、報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）を支給しない。

2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員の報酬等の支給の基準に定めるところによる。

## 第6章 評議員会

(構成)

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事に支給する報酬等の総額及び支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会として、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選により選出するものとする。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第30条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから当該評議員会において選出された議事録署名人2人が、これに記名押印しなければならない。

## 第7章 役員

(役員の設置)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事20人以上30人以内
- (2) 監事3人以内

2 理事のうち1人を会長とする。また、理事のうち3人以内を副会長、1人を専務理事、5人以内を常任理事とすることができる。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第31条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

4 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁へ届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序に従って、会長の職務を代行する。
- 4 専務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の欠格事由)

第34条 次に掲げる者は、この法人の役員になることができない。

- (1) 法人法第177条において準用する法人法第65条第1項各号に掲げる者
- (2) 法人法第177条において準用する法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は同項第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 認定法第6条第1号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(役員の地位の喪失)

第35条 この法人の役員は、前条各号に該当するに至ったときは、自動的にこの法人の役員としての地位を喪失するものとする。この場合において、当該役員としての地位を喪失した者については、次条第5項の規定は適用しない。

(役員の任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、再任されることができる。
- 5 理事又は監事は、第30条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第37条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第38条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、前項の支給の基準に定めるところにより、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等)

第39条 この法人に、任意の機関として名誉会長1人を置くことができる。

- 2 この法人に、任意の機関として顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。
- 3 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 顧問は、この法人の会長若しくは副会長であった者又はスポーツの功労者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。任期等は、第36条の第1項、第3項、第4項に準ずるものとする。
- 5 参与は、この法人の理事若しくは監事であった者又は特に理事会が推薦した者のうちから、会長が委嘱する。

6 名誉会長、顧問及び参与に対しては、報酬等を支給しない。ただし、評議員会において別に定めるところにより、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等の職務)

第40条 名誉会長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

2 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて、会長に対し、意見を述べることができる。

3 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じて、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第8章 理事会

(構成)

第41条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第43条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、会長が出席しないときは、その理事会の議長は、出席した理事の中から互選により選出するものとする。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第32条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、出席した会長、副会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第9章 委員会及び協議会

(委員会及び協議会)

第49条 この法人の事業の適正な運営及び処理並びに連絡調整を図るため必要に応じて委員会又は協議会を置くことができる。

2 委員会及び協議会に関する必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

#### (地区連絡協議会)

第50条 鹿児島県内の市町村関係団体相互の連絡調整及び地域スポーツの振興を図るため、別表に定める地区ごとに地区市町村関係団体連絡協議会（以下「地区連絡協議会」という。）を置く。ただし、同表に掲げる地区内の市町村関係団体相互の連絡調整及び地域スポーツ振興を図る法人その他の団体が別に設立されている場合は、当該法人その他の団体を地区連絡協議会とみなす。

2 地区連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該地区連絡協議会で定める。

### 第10章 鹿児島県スポーツ少年団

#### (設置)

第51条 この法人に、鹿児島県内のスポーツ少年団によって構成する鹿児島県スポーツ少年団を置く。

2 鹿児島県スポーツ少年団は、第4条第4号に掲げる事業、その他これに関する事業に関して、理事会の決議に基づき別に定めるところに従い、実施する。

3 鹿児島県スポーツ少年団の設置に関し必要な事項については、理事会の決議を経て別に定める。

### 第11章 事務局

#### (事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌及び給与等については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

#### (備付け帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 理事、監事及び評議員に支給する報酬等の支給の基準
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

### 第12章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (解散)

第55条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第56条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

#### 第13章 情報公開及び個人情報の保護

##### (情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

##### (個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

#### 第14章 公告の方法

##### (公告の方法)

第60条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

#### 第15章 補則

##### (委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

#### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の公益法人の設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 伊藤祐一郎 大西洋逸 森博幸 鳥丸卓三 高城国昭 古川徹 林康裕  
吉田義博 鈴木俊二 飯干明 玉川哲生 長嶺一夫 西原俊晴 尾辻義  
鮫島俊秀 須田正己 藤本滋 神園征 浜健男 笹山義弘 東靖弘  
丸田卯禮男 山之口大 六反省一 田之畑稔 武田敏郎 日高正八郎  
日高正文 瓜田吉久

監事 江口正純 永野貞行 土井信広

4 この法人の最初の会長は伊藤祐一郎、副会長は大西洋逸 森博幸 鳥丸卓三、専務理事は高城国昭、常任理事は六反省一 古川徹 林康裕 飯干明とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

竹之内宏 郷原誠 鮫島孝一 中村和行 宮川進 安倍松隼己 新宮馨 有馬史安  
岸信博 木佐貫和昭 宇和誠一 加治佐正昭 馬場一廣 山元與一 岡山明弘  
下大迫晃 川畑城 橋口徳高 四枝勉 倉園一雄 松岡道博 亀丸政弘 町田辰郎  
下野敦弘 前野親二郎 釜口昭壽 白石史朗 山内亨 俣木正喜 永田文治 中尾敏宏  
芝常秋 平山悦子 菅井寛 児玉義人 中俣等 田子山和人 永留久男 佃省三  
荒殿博昭 福本勝則 田之上典昭 東八重勉 久木田寿二六 山本富士雄 鮎川敏彦

西別府光好 前田修 高山武久 永田隆男 大重笑子 山内和文 堀之内俊隆  
高崎良一 福岡亮一 石岡秀久 石井博美 大久保久通 宮路高光 池上吉治 宮司保  
田中省一 税所司 小牧紘一 松山照雄 大川浩幸 小倉寛恒 桑山靖幸 入江田吉文  
鎌田洋一 濑角龍平 長船謙一郎 蓮子信二 榎光徳 満枝賢治 橋野三智男

6 この定款は、平成25年5月28日から施行する。(一部改定：第23条)

#### 附 則

1 この定款は、令和3年4月1日から施行する。(一部改正)

#### 附 則

1 この定款は、令和3年7月1日から施行する。(一部改正)

#### 附 則

1 この定款は、令和6年4月1日から施行する。(一部改正)

#### 附 則

1 この定款は、令和6年7月29日から施行する。(一部改正)

#### 別表（第50条関係）

地 区	市 郡
鹿 児 島	鹿児島市, 鹿児島郡
南 薩	指宿市, 枕崎市, 南さつま市, 南九州市
日 置	日置市, いちき串木野市
北 薩	薩摩川内市, 薩摩郡, 出水市, 阿久根市, 出水郡
姶良・伊佐	霧島市, 姐良市, 姐良郡, 伊佐市
曾 於	曾於市, 志布志市, 曾於郡
肝 属	鹿屋市, 垂水市, 肝属郡
熊 毛	西之表市, 熊毛郡
大 島	奄美市, 大島郡